

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング事業
- (2) 犯罪被害者等への直接的援助（危機介入、付き添い、その他の役務提供）事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。)に定める犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続を補助する事業
- (4) 犯罪被害者等自助グループへの援助事業
- (5) 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の支援事業
- (6) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (7) 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業
- (8) 前各号に掲げる事業に従事する者の養成及び研修事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 特別会員 この法人の事業に功労があった個人又は団体若しくは学識経験者で、理事会において推薦され総会において承認を受けた者

2 前項第1号の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みを行うものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費を納入することを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款及びその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の日1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員に対し、総会において別に定める書面で通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の経費の負担を2年以上履行しなかったとき。

(2) 正会員の全員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡又は解散し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告の承認
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとしたときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときには、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、正会員の議決権の総数の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の総数の半数以上であって、正会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) この法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第 18 条 総会に出席しない正会員は、次の方法により議決権を行使することができる。

- (1) 代理人による方法
- (2) 書面による方法
- (3) 電磁的方法による方法

2 前項第 1 号による場合は、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

3 第 1 項による議決権の行使は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が前項の議事録に署名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1

項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、総会の決議において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事は、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、4ヵ月を超える間隔で毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及びこの法人の職員に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令及びこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。この場合において、監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- 6 監事は、その他法令で認められた権限を行使することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
(役員の解任)

第 25 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するに当たり生じた費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議を経て定めるものとする。

(顧問)

第 27 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 6 名以下の顧問を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営の重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、理事長の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問がその職務を遂行するに当たり生じた費用は、弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定並びに解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときには、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(会議の議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(財産の運用管理)

第 34 条 この法人の財産運用・管理は、理事長が行うものとし、その方法については、理事会において別に定める。

(株式又は出資)

第 35 条 この法人は、所有する株式又は出資に係る議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合は、その都度理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第47条第1項第15号の書類に記載するものとする。

(会計)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 組織及び運営

(組織)

第46条 この法人に、法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、専務理事を充てる。
- 3 事務局には、事務局長の他に必要な職員を置くことができる。
- 4 第3号の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(備付け帳簿及び書類)

第47条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに従い備え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) 貸借対照表
 - (9) 正味財産増減計算書
 - (10) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (11) 財産目録
 - (12) 事業報告書
 - (13) 事業報告書の附属明細書
 - (14) 監査報告書
 - (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (16) 役員等に対する報酬等の支給基準
 - (17) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。この場合において、謄写に係る費用については、理事会において別に定めるところにより、請求者から弁償を受けるものとする。

(情報公開)

第 48 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 49 条 この法人は、職務上知り得た個人情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 12 章 公安委員会への報告等

(公安委員会への報告)

第 50 条 この法人は、支援法第 23 条の規定に基づく犯罪被害者等早期援助団体として、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに埼玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)へ関係書類を提出しなければならない。ただし、第 3 号の事項については、毎年度 6 月に公安委員会に関係書類を提出しなければならない。

- (1) 役員に変更があったとき。
- (2) 事業計画書及び収支予算書を作成し、又は変更しようとするとき。
- (3) 事業報告書及び収支決算書を作成したとき。
- (4) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「援助団体規則」という。)第 1 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類又は同項第 8 号から第 10 号までに掲げる書類の内容の変更があったとき。

2 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会へ届出書を提出しなければならない。

- (1) 定款を変更しようとするとき。
- (2) この法人を解散しようとするとき。
- (3) 第 4 条第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号の事業のいずれかを廃止しようとするとき。
- (4) 主たる事務所の名称、所在地及び代表者の氏名を変更しようとするとき。

3 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 援助団体規則第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を変更しようとするとき。
- (2) 援助団体規則第 1 条第 2 項第 6 号に掲げる事業規程又は同項第 7 号の情報管理規程を変更しようとするとき。

4 この法人は、支援法に基づく犯罪被害者等早期援助団体としての指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由(一定の期日までに指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由も含む。)及び現に援助を行っている犯罪被

害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第 13 章 雑則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は松本輝夫、専務理事は石和田好男とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人埼玉犯罪被害者援助センター定款は廃止する。

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。